

函 教 学

令和5年（2023年）11月10日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 市立学校における個人情報紛失について

（学校教育部学校教育課）

## 市立学校における個人情報紛失について

### 1 主な経過

令和5年11月2日（木）16時頃、1名分の単元テスト（音楽）解答用紙を紛失した。

6時間目の冒頭20分間で、単元テストを音楽室にて実施。なお、テストが終わった生徒から挙手し教科担任が生徒の自席に行って回収していた。

授業途中で退室の予定があった生徒は、挙手をして教科担任に解答用紙を提出したあと退出したと証言しているが、教科担任は受け取ったかどうかの記憶が曖昧である。

教科担任は、6時間目終了後、別室に移動し清掃指導した。その後、音楽室に戻り授業道具や全員分の回収した解答用紙を持って職員室に戻り解答用紙を整理したところ、生徒1名分の解答用紙が見当たらなかった。

### 2 紛失した書類

テスト解答用紙 1教科・1名分

### 3 紛失の原因等

教科担任がテストの解答用紙を受ける際の記憶が曖昧であり、個人情報の取扱いに関して極めて不注意であったこと。

### 4 再発防止と今後の対応

個人情報が含まれる書類を扱う場合、その收受について十分に確認すること、また、個人情報は紛失した場合における2次被害の恐れがあることから、特に慎重に取り扱う必要があることなど、管理を徹底するよう、改めて教育委員会から通知するとともに、定例校長会議において注意喚起を図るよう指導徹底する。

### 5 その他

各報道機関におかれましては、報道にあたり当該児童生徒およびご家族、学校の他の児童生徒へのご配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先 函館市教育委員会学校教育課】

電話 21-3531